

## 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	01 基本	制定	B0681-1	製品の幾何特性仕様(GPS)-表面性状-第1部:表面性状の指示	Geometrical product specifications (GPS) -- Surface texture: Areal -- Part 1: Indication of surface texture	この規格は、三次元表面性状の「図示方法」について、ISO 25178-1を基に規定した規格である。これまで表面性状測定は二次元のプロファイル方式が主流であったが、加工部品の精密化に伴い表面性状を面で評価する三次元表面性状の規格が必要になった。特に光学式(電磁波を使用する方式)測定機は、すでに三次元表面性状での評価ができるようになっている。これまで三次元表面性状測定に対応するために、三次元表面性状パラメータ(B 0681-2)および仕様オペレータ(B 0681-3)のJISを制定してきたが、「図示方法」の制定については未着手であった。そのためISO 25178-1を基にした三次元表面性状の「図示方法」のJISを制定する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>三次元の表面性状の図示が標準化されることにより、国内産業において三次元表面性状の活用が促進され、製品の高機能化が促進される。</li> <li>三次元の表面性状の図示が標準化されることにより、国内の産業界において三次元表面性状の簡潔かつ正確な図示が可能となる。</li> <li>国内の産業界において作成された図面が海外でも通用するようになり、海外向けに図面を作成し直す手間が省け、国際取引における業務効率が改善する。また、海外で作成された図面をJIS規格を元に理解することが出来る様になり、相互理解が容易になる。</li> </ul>	主な規定項目は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>適用範囲</li> <li>引用規格</li> <li>用語及び定義</li> <li>三次元表面性状の指示のための図示記号</li> <li>三次元表面性状の要求事項を指示する場合の図示記号の構成</li> <li>三次元表面性状パラメータに関連する定義</li> <li>座標系</li> <li>デンタル製品定義データ</li> </ul>	—	ISO 25178-1:2016	IDT	第2条の該当号: 2(製図方法)  対象事項: 鈦工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野		一般財団法人日本規格協会のWG	